

原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課
高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）
に対する科学的・技術的意見の募集担当 御中

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)に対する意見書

生活協同組合パルシステム神奈川
代表理事 理事長 藤田順子

私たち生活協同組合パルシステム神奈川は「生命を愛しみ 自立と協同の力で 心豊かな地域社会を創り出します」を基本理念として神奈川県で活動している生活協同組合です。東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、2012年に「エネルギー政策」を制定するなど、持続可能な社会の実現を目指して活動しています。これまでも事業活動や組合員家庭における省エネルギーの推進、脱原子力発電運動、地域と協同した再生可能エネルギー普及活動に取り組んでまいりました。

当組合のこれまでの取り組みを踏まえ、以下の4点の視点から意見を申し述べます。

- (1) 原子力発電の稼働60年の延長については、科学的知見がなく、十分な検証がなされていない。
- (2) 再生可能エネルギーを中心とする「エネルギー基本計画」と大きく矛盾するものであること。「核燃料サイクル」の取り組みは破綻しており、放射能の廃棄物処理方法が確立されない中でさらに推進することに大きな問題がある。
- (3) 原子力発電は安定的で安価なエネルギー供給源ではなく、原子力発電の推進により電気料金が安価になることにはつながらない。
- (4) 脱炭素社会に向けて、石油、石炭、ウランなど海外からの輸入資源を必要としない、再生可能エネルギーにシフトすることが改めて必要である。

1. 国民的論議もなく、科学的・技術的な担保がない安全規制は受け入れられません。

2012年、東電福島第一原発事故の教訓を踏まえて原子炉等規制法に運転期間を「原則40年、最長60年」とする規定が盛り込まれました。稼働後40年を超える発電用原子炉に対する事業者の点検や老朽化評価には限界があり、原子力規制委員会の審査により科学的・技術的な安全性を担保できるのか不安が残ります。そのような中、原発活用を前提とした運転期間延長について丁寧な国民的議論もなく、わずか3か月余りで拙速に容認された安全規制は受け入れられません。

2. 運転期間を原則40年とする現行規定を堅持すべきです。

運転期間60年以降の発電用原子炉に対し安全性を確認する具体的な方法は示さず、点検方法など詳細な検討は先送りされました。これまでも、運転期間30年を超える原発に対しては高経年化対策制度として10年ごとの審査が行われており、今回の制度により安全規制を厳格化したわけではありません。

老朽原発は原子炉の耐久性など未知数な点が多く、世界でも60年超運転の前例はありません。したがって、運転期間を原則40年とする現行の規定は残すべきです。

以上